

市第84号議案

横浜人形の家条例の一部改正

横浜人形の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜人形の家条例の一部を改正する条例

横浜人形の家条例（平成27年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第10条第 5 項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大 型 車	1 台、1 時間につき	2,000円
	1 台、1 日につき	6,300円
	1 台、1 月につき	103,000円
そ の 他 の も の	1 台、1 時間につき	500円
	1 台、1 日につき	2,200円
	1 台、1 月につき	36,000円

（備考）

- 1 「1 日」とは、午後 2 時から翌日の午前11時までをいう。
- 2 1 月単位の利用において、利用期間が 1 箇月に満たない

とき、又は利用期間に 1 箇月未満の端数があるときは、利用料金は日割りをもって計算する。この場合において、1 箇月は 30 日とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜人形の家駐車場の 1 日及び 1 月の単位の利用に係る利用料金を定めるため、横浜人形の家条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜人形の家条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 3（第 10 条第 5 項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大 型 車	1 台、1 時間につき	2,000 円
	1 台、1 日につき	6,300 円
	1 台、1 月につき	103,000 円
そ の 他 の も の	1 台、1 時間につき	500 円
	1 台、1 日につき	2,200 円
	1 台、1 月につき	36,000 円

（備考）

- 1 「1 日」とは、午後 2 時から翌日の午前 11 時までをいう。
- 2 1 月単位の利用において、利用期間が 1 箇月に満たないとき、又は利用期間に 1 箇月未満の端数があるときは、利用料金は日割りをもって計算する。この場合において、1 箇月は 30 日とする。

別表第 3（第 10 条第 5 項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大 型 車	1 台、1 時間につき	2,000 円

市第 84 号

その他のもの	500 円
--------	-------